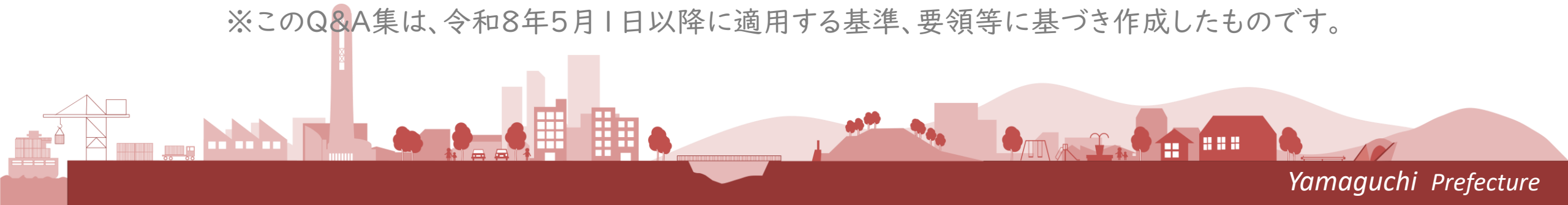



土木系工事・業務における 猛暑対策Q&A集


令和8年4月
山口県土木建築部

※このQ&A集は、令和8年5月1日以降に適用する基準、要領等に基づき作成したものです。



【凡例】

 : 工事に関するQ&A

 : 業務に関するQ&A

1. 猛暑対策全般について  

2. 熱中症対策に係る現場環境改善費の計上について 

3. 熱中症対策に係る現場管理費の補正について 

4. 施工時間及び工期の変更について  

1. 猛暑対策全般について

Q1. 猛暑対策について、令和8年5月から、どのように変更されるのか。

A1. 工事においては、施工時間の変更に当たり、関係機関や地元等との調整が必要となる場合、受発注者が連携して対応することを追加しました。

また、業務においても、工事と同様に、契約後速やかに猛暑対策について受発注者で協議することとしました。(詳細はQ7参照)

工
業

Q2. これまでの「熱中症対策」から「猛暑対策」と表現が変わったが何が異なるのか。

A2. 「熱中症対策」は、主に作業員の健康被害を防ぐための措置を指します。一方、「猛暑対策」は、人への対策に加え、施工時期・時間・方法を見直すなど、猛暑環境そのものに対応する包括的な表現です。

工
業

Q3. 猛暑対策について、国の取組と県の取組で違いがあるのか。

A3. 令和7年12月に国土交通省が「猛暑対策サポートパッケージ」及び「猛暑対策事例集」を公表しており、本県でもこれらを参考にしながら取り組むこととしています。加えて、本県では、猛暑対策のより一層の強化を図るため、契約後速やかに猛暑対策としてどのような措置を講じるか否かについて、受発注者で協議することとしています。

工

Q4. 工事における猛暑対策について、県独自の取組を具体的に教えてほしい。

A4. 令和7年5月から、夏季作業(5~9月)の予定がある場合、受注者は、契約後速やかに猛暑対策として次の①~④の措置を講じるかについて、発注者と協議することとしています。

- ①熱中症対策に係る現場環境改善費の計上
- ②熱中症対策に係る現場管理費の補正
- ③施工時間の変更
- ④工期の変更

工

1. 猛暑対策全般について

Q5. 「現場管理費の補正」と「現場環境改善費の計上」の違いは何か。

工

A5. 「現場管理費の補正」は、作業員個人に対して実施するもの（塩飴や経口補水液、空調服など）を対象としており、「現場環境改善費の計上」は、工事現場の施設や設備（エアコンや大型扇風機など）を対象としています。

Q6. 令和7年6月から事業者に熱中症対策が義務化されたが、施工計画書に熱中症対策について記載する必要があるか。

工

A6. 施工計画書は、受注者が自ら工事を行うために作成するものであり、発注者に施工方法等を説明するための資料ではないことから、令和7年6月からの熱中症対策の義務化を受けて、その対策内容を必ずしも施工計画書に記載する必要はありません。なお、一般的な熱中症対策については、施工計画書作成マニュアルを参考に記載するとよいでしょう。

Q7. 測量、調査、設計等の業務における猛暑対策について、県独自の取組を具体的に教えてほしい。

業

A7. 令和8年5月から、夏季作業（5～9月）の予定がある場合、受注者は、契約後速やかに猛暑対策として次の①～③の措置を講じるかについて、発注者と協議することとしています。

- ①熱中症対策に係る費用の計上
- ②作業時間の変更
- ③委託期間の変更

Q8. 測量、調査、設計等の業務において、現場作業がある場合、どのような熱中症対策費用を計上できるか。

業

A8. 熱中症対策費用のうち、作業員個人に対する費用は諸経費の率分に含まれますが、主に現場の施設や設備に対する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとします。

2. 熱中症対策に係る現場環境改善費の計上について 山口県

Q1. 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）により積算する工事において、熱中症対策に関する費用はどのように計上されるか。

工

A1. 率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、率分で計上される額の100%を上限とし、見積により積上げ計上を行います。

Q2. 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）により積算する工事において、率分での計上をしない工事では、熱中症対策に関する費用を積上げ計上することができないか。

工

A2. 率分での計上をしない工事であっても、熱中症対策が必要な場合は、積上げ計上することができます。

Q3. 草刈り等の業務委託において熱中症対策を実施する場合、現場環境改善費を計上できるか。

工

A3. 工事の積算基準（設計標準歩掛表）を適用し積算した業務であれば、現場環境改善費の対象とします。

Q4. エアコンや大型扇風機、冷蔵庫、テント等の耐用年数はいくらか。

工

A4. 国税庁HPに公表されている「主な減価償却資産の耐用年数表」によると、次のとおりとなります。

エアコン、大型扇風機、ミストファン等 →6年（冷房用・暖房用機器）

冷凍冷蔵庫、製氷機等 →6年（電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気・ガス機器）

日除けテント、遮光ネット等 →3年（スポーツ具）

（主な減価償却資産の耐用年数表（国税庁HP）：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm>）

Q5. 現場の延長が長い場合、車内にクーラーや冷蔵庫等を設置した移動休憩車を用意した場合は、現場環境改善費の対象となるか。

工

A5. 作業員の休憩用として、移動休憩車やワゴン車などを現場に配備する場合は、現場環境改善費の対象となりますので、監督職員に見積書を提出してください。

Q6. 現場環境改善費に計上できない事例を教えてください。

工

A6. 【効果が期待できないもの】

例えば、屋外に効果の薄い冷房設備を設置した場合や高湿度環境下でミスト装置を設置した場合など、効果が期待できないものは計上できません。

【率分との重複】

例えば、現場事務所へのエアコンの設置について、現場環境改善費の率分（営繕関係）として計上する場合は、積上げ計上することはできません。

【現場管理費との重複】

現場管理費に計上される作業員個人に対して実施するもの（塩飴や経口補水液、空調服など）については、現場環境改善費として計上することはできません。

3. 熱中症対策に係る現場管理費の補正について

Q1. 工期期間中の真夏日には、土日や休工日を含めるのか。

工

A1. 土日や休工日は含みません。ただし、土日に作業を行った場合は、含みます。

Q2. 真夏日率は「工期期間中の真夏日÷工期」で計算されるが、この「工期」とは契約工期もしくは実際の施工期間のどちらを採用するのか。

工

A2. 実際に現場着手した日から後片付けまでの期間を想定しているため、真夏日率の計算に使用する工期については、受発注者協議により決定してください。

Q3. 当該工事で測量作業等を実施する場合、工期に含まれるのか。

工

A3. 当該工事の準備作業として行う測量作業等は、工期に含みます。

Q4. 草刈り等の業務委託において、現場管理費の補正を行ってよいか。

工

A4. 工事の積算基準（設計標準歩掛表）を適用し積算した業務であれば、対象とします。

Q5. 実際に行った対策について、その内容を発注者に報告する必要があるか。

工

A5. 現場管理費の補正については、真夏日率により補正の判断を行うことから、実際の対策内容を発注者に報告する必要はありません。

Q6. 10月に日最高気温が30℃以上の日があったが、真夏日の日数に含まれるか。

工

A6. 何月かによらず、日最高気温が30℃以上または暑さ指数が25℃以上の日は、真夏日の日数に含みます。

4. 施工時間及び工期の変更について

Q1. 猛暑時の作業を避けるために施工時間を変更した場合、労務単価（技術者単価）の割増しはできるか。

A1. 猛暑対策のために、例えば深夜時間帯に作業を行ったり、1日の作業時間を短縮したりする場合は、労務単価（技術者単価）の割り増しを行いません。

ただし、供用開始時時期等により社会的制約があり、深夜時間帯に作業する必要がある場合や、現道の交通量が多い等により時間的制約を受け、通常の作業時間を確保できない場合については、設計標準歩掛表「第8章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算」に基づき労務単価の割増しを行います。



Q2. 1日の作業時間を短縮した場合、工期（委託期間）が不足するが、延伸することはできるか。

A2. 工期（委託期間）の延伸が必要となる場合は、発注者と延伸期間について協議してください。

ただし、工期（委託期間）を延伸することができない工事（業務）もありますので、契約後の協議において発注者にあらかじめ確認をしてください。



Q3. 猛暑対策のため休工し、工期を延伸する場合、工事現場の維持に要する費用等の増加費用は計上できるか。

A3. 猛暑対策のための休工により工期を延伸する場合は、設計標準歩掛表「第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」に基づく増加費用の積算は適用しません。



Q4. 早朝や夜間の施工（作業）は、騒音による苦情が懸念されるが、施工（作業）時間の変更はできるか。

A4. 施工（作業）時間の変更については、騒音による周辺住民への影響など、現場条件を踏まえ、施工（作業）箇所毎に検討を行ってください。



4. 施工時間及び工期の変更について

Q5. 施工（作業）時間を早朝や夜間に変更する場合、道路使用許可を取得することができるか。

A5. 道路使用許可申請にあたっては、あらかじめ関係者と事前調整を行ったうえ、管轄する警察署に申請してください。

Q6. 施工（作業）時間を早朝や夜間に変更する場合、周辺住民等への説明は受発注者どちらが行うのか。

A6. どちらかというよりは、両者が協力して、周辺住民等への説明を行うことを想定しています。現場毎に状況が異なることが想定されますが、受発注者が連携して対応してください。

工

業

工

業

本Q&A集に関するお問い合わせはこちらまで

技術管理課技術指導班メールアドレス
gisidou@pref.yamaguchi.lg.jp

※個別の工事・業務に関するご質問については
各発注機関にお問い合わせください